フォークリフト特定自主検査基準（案）等に関する御意見の募集の結果について

令和７年 12 月 18 日
厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 安 全 課

フォークリフト特定自主検査基準（案）等について、令和７年８月 20 日（水）から同年９月 18 日（木）まで御意見を募集したところ、計２件の御意見をいただき、うち１件は本件に関する御意見、残り１件は本件とは関係のない御意見でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方については、以下のとおりです。皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	定期自主検査指針を法定化するに当たっては、特定自主検査対象機械のうち、海外から持ち込まれて問合せ先が不明なもの、製造メーカーが倒産してデータの入手が不可能なもの、通販等で販売されたものや銘板等が無く機械の特定ができないもの等、検査基準値が分からない機械への検査をする際、その扱いに苦慮するものが多々あり、混乱が想定される。関係団体から助言等することも難しく、毎回都道府県労働局へ照会するのも大きな負担となる。これら機械の取扱いについて、行政から適切なご判断を示していただきたい。 また、現存の国内メーカーの機械等であっても特定自主検査の整備基準値を関係団体が公開できているのは一部の機種にとどまっている。現在整備基準値を公開していないメーカーにおいては、行政より各メーカーへの特定自主検査で必要となる整	現行の定期自主検査指針で「メーカーの指定する基準値内であること」等を判定基準とする検査項目については、本基準（案）において「当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲であること」等と規定しておりますが、これは、従前の定期自主検査指針に基づき実施いただいている取扱いを変えるものではありません。 この上で、特定自主検査を行う者が必要な基準値等を入手できるよう、検査実施者や機械等所有者の求めに応じ、機械等の製造者から基準値等の提供することについて、業界団体と連携した周知等を行う予定です。 また、適正な範囲の具体例やメーカー指定の基準値が入手できない場合の取扱いを追って通達等で示すこととしています。

	備基準値の公開を働き掛けていただく等の対応も必要。	

以上

（参考・意見原文）

○　「ブル・ドーザー」などの「・」は、いらないのではないか？
もしいるのであれば、「フォーク・リフト」などとしない理由が不明である。

→（安衛令別表第６等の記載に関する内容であり、関係ない意見として処理）

○　検査指針を法令化するとのことですが、検査基準値がわからない機械の検査について混乱することが想定されるかと思います。

海外から持ち込まれてどこに問い合わせれば良いかすらわからないものや製造メーカーが倒産してデータの入手が不可能なもの、通販などで通販やオークションなどで販売されたもの、銘板等が無く機械の特定ができないものなど、扱いに苦慮するものが多々ありますので行政から適切なご判断を示して頂かないと特に検査業者にはつらい状況となることが想定されます。

また、建荷協に相談が入ることも増えることが予測されますが、労働局に判断を仰ぐ以外回答ができませんので、行政として現実的なご判断を示して頂けないと地方労働局の担当官に大きなご負担がかかると思いますのでご検討頂きたく存じます。

現存の国内メーカーの製品であっても建荷協で公開できているのは一部の機種にとどまっておりメーカーによっては公開されていない企業もあります。現在整備基準値を公開していないメーカーにおいては、行政より各メーカーへの整備基準値（特に検査で必要となるもの）の公開を働き掛けていただく等の対応も必要かと思います。

→１として回答作成。